

介護保険についてのお知らせ

▶ 詳 介護福祉課 ☎ ①～③(32)6341、④(32)6342

①平成27年度介護保険料について

基準額 64,464円(年額)

所得段階	対象者		算定式	保険料年額 (円未満切り捨て)	
第1段階	本人が市町村住民税非課税	生活保護・中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.45 (基準額×0.50) ()内は 公費負担による 軽減前の割合	29,000円 (32,200円) ()内は公費 負担による 軽減前の金額	
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人が市町村住民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.66	42,500円
第3段階		第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	48,300円	
第4段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	58,000円	
第5段階	本人が市町村住民税課税	同じ世帯に市町村住民税課税者がいる	第4段階に該当しない方	基準額×1.00	64,400円
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	77,300円	
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	83,800円	
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	96,600円	
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額×1.70	109,500円	
第10段階	本人の合計所得金額が350万円以上の方	基準額×1.90	122,400円		

65歳以上の方の介護保険料決定通知を6月中旬に発送します

②介護保険料の減額について

低所得により保険料の支払いが困難で以下の要件を全て満たす方

- 保険料が第1段階以外
- 世帯の年間収入額および預貯金額がそれぞれ140万円以下(1人世帯の場合。以降1人増えるごとに60万円加算)
- 居住以外の不動産を所有していない(固定資産税評価額100万円以下は除く)
- 別世帯課税者の税・医療保険の扶養になっていない
- 介護保険料を滞納していない

申請受付 6月15日(月)～30日(火)

必要書類

- 6月中旬発送の介護保険料決定通知か納入通知書兼納付書
- 平成26年の世帯の収入が分かる年金振込通知書、年金支払通知書、源泉徴収票など
- 世帯全員の預貯金通帳
- 世帯全員の印鑑

③介護保険料のコンビニ納付について

6月以降に発行した納付書から、全国のコンビニエンスストアで介護保険料の納付ができるようになりましたので、ぜひご利用ください

④介護保険サービスの利用支援 ※申請が必要になります

民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村住民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護(予防を含む)	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、滞在費に係る利用者負担額	25% ●利用者負担段階が第1段階の方は50% ●生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額
通所介護(予防を含む)		
短期入所生活介護(予防を含む)		

高額介護(予防)サービス費

世帯内での利用者負担額(月額)が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます。なお、**利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります**

<高額サービス費上限額>

区分	利用者負担上限額
生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	個人15,000円
世帯全員が市町村住民税非課税の方	世帯24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
現役並み所得者の世帯の方(平成27年8月から)	世帯44,400円
上記以外の方	世帯37,200円

社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村住民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
①訪問介護(予防を含む)	左記のサービスに係る利用者負担額ならびに食費、居住費(滞在費)および宿泊費に係る利用者負担額	25% ●利用者負担段階が第1段階の方は50% ●生活保護受給者は個室の居住費(滞在費)のみ全額
②通所介護(予防を含む)		
③短期入所生活介護(予防を含む)		
④認知症対応型通所介護(予防を含む)		
⑤小規模多機能型居宅介護(予防を含む)		
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
⑦介護老人福祉施設		

※利用者負担第2段階の方の⑤・⑥・⑦の利用者負担額については、軽減対象外となります

特定入所者介護(予防)サービス費

介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・居住費(滞在費)について、下表のように所得状況に応じて軽減されます。なお、**一定以上の資産がある場合などは対象になりません(平成27年8月から)**

<利用者負担段階と負担限度額【日額】>

利用者負担段階	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額
	ユニット型個室	ユニット型従来型個室	多床室	
第1 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村住民税非課税の方 ●生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	820円	490円(320円)	0円	300円
第2 世帯全員が市町村住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円(420円)	370円	390円
第3 世帯全員が市町村住民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※()内は特別養護老人ホームに入所またはショートステイを利用した場合の従来型個室の額